

参議院 地方行政委員会 會議録 第十号

昭和四十年三月二日(火曜日)
午前十時二十二分開会

委員の異動

二月二十六日
辞任 和田 鶴一君

補欠選任 大野木秀次郎君

三月二日
辞任 沢田 一精君

補欠選任 和田 鶴一君

出席者は左のとおり。

委員長 天坊 裕彦君

理事 西郷吉之助君

委員 井川 伊平君

大野木秀次郎君
久保 勘一君
小林 武治君
斎藤 昇君
和田 鶴一君
加瀬 完君
鈴木 壽君
松本 賢一君
二宮 文造君
市川 房枝君

政府委員 自治省行政局長 佐久間 張君

国務大臣 自治大臣 吉武 恵市君

事務局側

常任委員会専門員 鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○地方行政連絡会議法案(第四十六回国会内閣提出、第四十八回国会衆議院送付)

○市町村の合併の特例に関する法律案(内閣提出)

○委員長(天坊裕彦君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

二月二十六日付、和田鶴一君が辞任され、大野木秀次郎君が選任され、また本日付、沢田一精君が辞任され、和田鶴一君が選任されました。

○委員長(天坊裕彦君) 地方行政連絡会議法案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。吉武自治大臣。
○国務大臣(吉武恵市君) ただいま議題となりました地方行政連絡会議法案につきまして、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

今日、社会経済の進展に伴う地域社会の広域化に相応し、地方行政の分野におきましても、都道府県の区域をこえて広域的に処理すべき問題が次第に増加し、その内容も複雑多様となり、各種の行政が相互に密接に相関連してまいっておるのがあります。このような地方行政の動向に対処して、それぞれの地方において、広域にわたる行政が総合的にかつ、円滑に実施されるように、地方公共団体が国の地方行政機関との連絡協調を保ちながらその相互の連絡協調をはかることを考えることが緊要と存ぜられるのでありまして、さきに、地方制度調査会におきましても、このような観点から、都道府県をこえる広域行政についてこ

の種の連絡協議のための組織を設けるべき旨の答申がなされているのであります。

このため、全国各ブロックに地方行政連絡会議を組織し、都道府県及びいわゆる指定都市の長に地方の広域行政に關係のある国の出先機関の長を加えまして、地方公共団体相互間や地方公共団体と国の關係出先機関等との間の連絡協議を組織的に進め、地方における広域行政の総合的な実施と円滑な処理を促進し、もって地方自治の広域的運営の確保に資せしめるといたしたしたのであります。

次に、この法案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一に、全国の都道府県を九つの地域に分け、それぞれの地域ごとに都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九の規定に基づく指定都市をもつて連絡会議を組織することとし、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡と協議を行なうものとしたのであります。この連絡及び協議を行なうための会議は、都道府県の知事及び指定都市の市長のほか、おおむね数府県の区域を管轄する国の地方行政機関の長、その他地方における広域行政に密接な關係を持つてい

る機関の長で構成するものとしております。

第二に、会議の構成員は、協議のどのつた事項については、これを尊重してそれぞれの担任事務を処理するようにと定めるものとしたのであります。連絡協議の成果を国、地方公共団体の行政に反映させるようにいたしております。

第三に、連絡会議と關係行政機関等との關係につきましては、連絡会議は、關係行政機関等に対して必要な協力を求めることができることとするほか、これらの機関からの求めに応じて關係資料を提出しなければならないものとし、また、連絡会議は、必要に応じて關係大臣、公共企業体等の

長に対して意見を申し出ることができるものとするとともに、關係大臣は、所管事務について連絡会議の意見を聞くことができることとしたのであります。

最後に、連絡会議の経費の負担、会議の結果の報告、その他連絡会議の運営等に関して必要な規定を設けた次第であります。

以上が地方行政連絡会議法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(天坊裕彦君) 本案についての質疑は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(天坊裕彦君) 次に、市町村の合併の特例に関する法律案を議題といたします。御質疑の方は順次御発言を願います。

○鈴木壽君 町村合併の成果、それから町村合併に対する国の助成措置、この二つの資料をいただいておりますが、町村合併の成果について、何かもうちょっと口頭でひとつこの資料に基づきながら御説明をいただきたいと思ひます。というの

は、いま配付されました全然まだ目を通しておりませんが、その成果について、どのようにお考えになつておられるのか、お話をいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐久間張君) それではお手元に御配付申し上げました資料を見ながら御説明を申し上げます。

まず、町村合併によりまして町村の合併がどのくらい進んだかということでございますが、一ページの第一表をごらんいただきたいと存じます。ごらんいただきますと、おわかりのように、二十八年の十月一日、これは町村合併促進法を御制定いただきましたその施行のときでございます

が、このときが市が二百八十六、町村が九千五百八十二、合計いたしまして九千八百六十八、約一万ございましたのでございます。その後、御承知のような、これを約三分の一程度に減らすという合併計画を立てまして、三十六年六月二十九日といたしておりますのは、町村合併促進法が三十一年で一応失効いたしました、その後なお未合併で残っておりましたものにつきまして、新市町村建設促進法で若干合併を促進する規定が残っております。それが大体三十六年で終わりましたので、そのときの数字でございます。ほぼ当初の目的どおり、全般的に見ますと、町村合併が進んだのでございます。

そのことは、第二表で見ますというところ、町村の規模がどのくらいそれでは大きくなったかということ、でございます。二十八年十月一日におきましては、町村の平均人口が五千三百九十六人、平均面積三十四平方キロメートル余りでございました。それが三十六年六月二十九日におきましては、平均人口が一万一千五百九十四人、平均面積が約百平方キロでございます。このカッコいたしました平均人口一万四千余人と書いてございますのは、町村合併の結果、御承知のように市になりましたものが二百六十九市あったのでございます。これは市にはなりませんでしたけれども、実態は町村の規模を適正化するという趣旨から合併をいたしましたものでございますので、町村の規模がどの程度拡大されたかということと比較いたします場合には、この機会に町村合併によって市になりましたものも含めて比較をすることが、より真相をつかむのに適切ではなからうかということで計算をいたしましたものでございます。そういたしますと、大体一万四千くらいになっておるということでございます。その後、最近までには若干町村合併も行なわれておりますが、これらの平均人口、平均面積につきましては、そういった異同はございません。

このように町村の規模が大きくなりましたことによりまして、どのような効果が見られたかとい

うことでございますが、それが四ページ以下に書いておるところでございます。

まず、市町村の關係におきましては、どのような効果が見られたかという点でございますが、第一は、財政運営の合理化と財政力の充実強化がはかられたということでございます。これも表でございいただきますと、十二ページ、十三ページに掲げてございます表でございしますが、これでございいただきますと、昭和二十八年度と昭和三十八年度と比較してみますというのと、歳入構造におきまして、一般財源の構成比が五〇・六から五六・五というふうに伸びております。それから國庫支出金、都道府県支出金につきましては、ほぼ異同がございせん。使用料、手数料が一・二から二・三に伸びております。地方債が九・〇から五・九に縮まっております。これらの状況を見まして、歳入構造もよほど改善されてきておるといふことが言えると思ふのでございます。

それから歳出の面でございますが、この四表で消費的経費が五七・六%でございましたものが五一・六%ということで、これが減りまして、投資的経費が三七・四%でございましたのが三九・七%にふえておるといふようなところで、これまた財政構造がそれだけ健全化されてきているといふふうに認められるかと思うのでございます。

その次に、合併に伴いまして、教育施設、あるいは消防施設、厚生衛生施設等の統合整備が、また、支所及び出張所の統合整備ができるというふうなことで、それらの関係の経費が節減できて、その資金を効率的に事業のほうに回すことができるようになってきておるといふことでございます。以上が財政運営の面でございます。

次が、十四ページの五表でございます。行政運営の合理化と行政水準の向上という観点からでございます。これもそこに書いてございますように、新市町村建設設計画事業に際しまして、その実施率を見てみますと、各費目によって異なりますが、おおむね七〇％から八〇％の実施率を見ておるのでございます。で、まあそれらの結

果、町村における行政水準が相当程度向上したというふうに考えられるのでございます。

次は第六表、地方交付税の特例措置でございますが、これは町村合併促進法、あるいは新市町村建設促進法によりまして特別交付税の算定につきまして、合併後もなお減少しないように特例措置を認めておるわけでございますが、それによってどれだけの特例措置が行なわれたかということを金額的に出したものでございます。普通交付税におきまして千四百六億一千一百万、その次に――御訂正申し上げておりましたか、三十八年度となつておりますものは三千九年度までといたしまして――特別交付税は七十一億八千万でございます。合計いたしますと千百十七億九千百万でございます。

次に 第七表は、国有林野の払い下げの状況でございます。国有林野の所在市町村が千六十六ございます中で、五百三十六払い下げを受けた市町村がございます。

それから第八表は、新市町村建設促進補助金の事業別の額でございます。これもごらんいただきますように、昭和三十一年度から三十五年度まででございますが、ここに書いてございますように、相当の補助金を交付をし、また事業を進歩いたしておるわけでございます。これらを通じまして合併市町村の施設事業が相当程度進捗をし、行政水準も向上したというふうに認められると思うのでございます。

それからいま一つの面は、町村合併によりまして事務処理の面でいろいろな改善が行なわれることになった点でございます。窓口事務あるいは文書事務その他につきましては、いわゆる事務の近代化が行なわれてきております。それとともに見のがすことのできないのは、町村職員の資質が向上されてきております。町村職員が従来は一人の職員でいろいろな仕事をかけ持ちしておることが多かったのですが、それぞれ専門的な事業を担当し、そしてまたお互いに相互研修をし合うというふうなことで、公務員の資質が向上してお

る。さらにまた各特別職、行政委員会の委員等にいたしましても、広い範囲から人材を求めることができるということになりまして、その面における行政能率の向上ということが顕著に認められると思うのでございます。

すが、これは第十一表でございしますが、農協あるいは森林組合、農業協同組合、農業共済組合等、市町村の区域内にございます公共の団体も、合併に伴いまして統合整備されますが、そうすることによって団体の基盤を強化するということが見られたと思うのでございます。

以上が合併されました市町村につきましてあらわれ、また成果と認められる点でございますが、さらに、都道府県及び国との関係におきまして、市町村との連絡調整事務等が簡素化、合理化されるようになり、特に町村数が減少されましたことによつて都道府県の地方事務所等の出先機関が統合整備されるというような点も見られております。それから府県や国の、町村との間の連絡関係の面におきまして経費の節減も見られる。

考えられるのでございます。

なお、これは御要請によりまして急拠手元にあります資料で取りまとめましたので、さらに町村合併の成果ということにつきましては、もう少し掘り下げた検討も必要であらうかと思うのでございまして、その関係の資料も、現在ある程度収集しつつある状況でございます。とりあえず御報告いたします。

○加瀬完君　私のお願いをいたしました資料は、ただいまの、町村合併の成果だけでございますが、マイナス面もいろいろあるわけですね。そのプラス面とマイナス面について資料をお願いしたわけでございます。それから町村合併で対立抗争の非常に激しかった地域の抗争の原因、それから現況と申しますか、こういうものを合わせてお願いをいたしましたわけですが、それらは後日、いただくことになりますか。

○政府委員(佐久間) マイナス面でございますが、実はまあマイナス面につきましては資料といえますもの、早急に整理いたしかねましたのでございます。また、御質問等ございすれば、承知しております限りにおいて御答弁申し上げますと存じます。

それから町村合併に伴います紛争の状況でございますが、これにつきましては、その後、私どもといたしましてでもできるだけ早く紛争を処理いたしたいということで、県を通じて指導をいたしております。また、越前合併に伴う紛争等、直接自治省といたしましてこの最終的な解決に当たらないければならぬ問題につきましては、私どももその衝に当たりますして、現在のところ大多数の紛争が解決されてきておる状況でございます。特に従来当委員会におきまして御質問のございました全国的に話題をまきましたものにございまして申し上げますと、越前合併で紛争いたしておりました一つは、新木原の桑網村と茨城県の結城市の間の紛争でございますが、これはだんだん地元におきまして問題解決の動きが高まってまいりました。最終的には自治省で関係者においでいただき、自治大臣みずからあつせんに乗り出しました結果、これは現状維持という形で一昨年円満に解決を見ております。その後、格別の動きはないようでございます。

それからいま一つは、岡山県の日生町と兵庫県の赤穂市との間の紛争でございますが、これにつきましては、これは最終的には内閣総理大臣が住民投票を請求することができるとございまして、一昨年も両関係団体で話し合いがつかなければ、住民投票を請求するでも解決すべき段階になっておるとい判断を自治省としていたしまして、そういう決意のもとに関係団体のあつせんに乗り出しました結果、これは日生町の福浦部落が兵庫県赤穂市に合併するという形で、これも円満に一昨年解決いたしました。なお、越前合併で、一たんに内閣総理大臣の裁定もございまして、法律上は

解決を見た形になっておりますが、その後、なお潜在的に関係住民の間で紛争を見ておりますのが、長野県山口村と岐阜県中津川市との間の紛争でございます。この点につきましては、私どももいたしまして重大な関係を持つて情勢の推移を見、また、関係者とも適宜会って事情も聴取いたしたりしておるのございまして、現在なお円満に解決というところまで至っておらない状況でございます。

そのほか、県内におきます合併で紛争がなお続いておるものも若干ございしますが、これらにつきましましては、あるものは住民投票の効力につきまして、現在訴訟に持ち込まれておるものが二、三ございします。しかし、これも訴訟の成り行きもある程度にらみ合わせまして、なるべく早く現地で話し合いで解決をさせるように現在指導をいたしております。あるケースにおきましては、最終的に自治省が介入して近く話し合いで解決したいというふうなものも出てまいっておる状況でございます。

以上申し上げましたようなことで、全般的に見ますと、もうほとんど町村合併に伴う紛争も終息に近づいておるといように判断をいたしております。これらの紛争の起こりました原因もございしますが、これはケース、ケースによりまして、いろいろと違つた事情がございしますが、まあ特に多いのは、一つの町村を二つに分割をいたしまして他の市町村に合併をさせるというふうな場合に紛争が残つておるといふようなケースもあるようでございます。それからまた、大多数のものが賛成でございしますが、ごく一部のものがなかなか反対を続けておりましたが、一応形の上におきましては話がまとまりましたものでも、なお具体的に争いが残つておるといふようなケースもあるようでございます。いずれにいたしましても、これらのものにつきましましては相当理屈だけではなくして、住民感情がからんでおりますし、また、この指導の衝に当たつておる人たちのいろいろな立場の問題もあるわけでございますので、それら

の事情もよく観察をいたしました上で、なるべくすみやかに争いを終結させるようにいたしたいというつもりで指導しているところでございます。

○加瀬完君 町村合併の成果というものを、いまの御説明があつたわけですが、これは行政効率という点から考えれば成果です。しかし住民の福祉という点から考えて、この表のまゝ、住民福祉も町村合併によつて非常な成果があつたとは私は言い切れないと思つたので

す。特にいま御説明のあつた点で私は伺いたいのは、町村合併特に越前合併のような場合は、住民の意思という点だけで、しかし、住民の意思というものの、背景を探れば、行政指導というものが非常に強いのです。行政指導に基づく住民の意思だけで越前合併というものをきめていいものかどうかという点を、今日の段階においては反省をし直さなければならぬと思つたので、この点について、たゞいままでの歴史というものをあつたやうに、その住民たちがいままでの歴史的な関係というものを十二分に解釈をし尽くして合併という意思を固めたかどうかという点も問題です。それから将来の経済的なあるいは社会的な発展というものを見過して越前合併というものをやつたほうがいいのか、あるいは過去、未来を通して考へて、これは軽々に住民の意思だけできめられない問題であるとして、十二分に私は検討を要する問題ではないかと思つたので、それを、ただ合併促進法というものの条項に当てはまればそれでいいというふうな形でも、と言へば、きびしく越前合併のような場合は合併の基準というものをきめておりませんから、問題があつて残つて、その表面は、数の上では少ないし、一応問題はあつておるようには見えますけれども、この住民の対立感情というものは、なかなか消えるものじゃありませんし、それによつて住民の福祉というものが阻害されるということも、はなはだ私は大

きいと思つた。そういう点がありましますし、さらに、今度は合併の、三回目ですか四回目ですか、法律によりまして、もうおやりになるということにつ

いては、過去のほんとうの意味の住民のためにない合併の要因というものを反省していただいて、それから新しい合併法というものを推進していただきたいと思います。どうも便宜的な、手続上の合併ばかり進んでおつては、ほんとうの意味の住民の福祉という点から考えて、地方自治の確立という点から考えて、真の合併というもののほゞ遠いということに私はならないかと心配するわけでございます。

そこで、あらためて伺いたいのでございますが、合併するというのは一つの手続です。どういふ合併をさせるのか、初めは、町村ならば一応標準人口は八千といふものを押えていたものを、自治法が改正になって、市が五万になつた。市は最低の人口といふのは五万といふことで押えている。しかし、人口だけ押えて、それは基準になりません。そこで合併をさらにさせるというのだから、それならば、行政の基準として自治省の考へておる町村といふものはどんなものか、あるいは市といふものはどういふものか、具体的にどういふ規模を、あるいは条件を想定してそこに持つていこうと考へておるのか、その標準市町村ともいふべきものをひとつ御説明くださいませんか。

○政府委員(佐久間) まず、初めに御指摘のございました合併につきましては、住民のためにない合併の要因といふものを反省をして促進をしなければいかぬという御指摘をございまして、この点は私も深く身にしみて反省をいたさなければならぬ点だと考へておるわけでございます。したがって、今回御提案申し上げておりますのは、かつての町村合併促進法とか新市町村建設促進法のように、積極的な、もしまだ話し合ひがつかない場合においては、ある程度強権を発動してでも紛争をさばいて合併に持つていこうというふうな趣旨は全然考へておりませんので、従来ありましたそのような規定は、この機会に町村合併促進法及び新市町村建設促進法を廃止することによりまして、全部打ち切つてまいりたい。そ

うして、今後は、関係の市町村から自発的に自主的に合併の動きが起りましたものにつきましてだけ、この法律の定める手続によって、合併がしやすいようにさせていこう、かような考え方をとおしておるわけでございます。

次に、お尋ねのございました市町村の標準規模についてどう考えるかということでございます。町村の標準規模につきましては、御承知のように地方行政調査委員会の勧告におきましては、人口七、八千を標準として町村合併を進めるべきであるということをおっしゃっており、それを受けて、町村合併促進法におきましては、「町村は、おおむね八千人以上の住民を有するのを標準とし、」云々と、こういう規定が設けられ、そうして町村合併促進法のもとにおきまして行なわれました町村合併におきましては、三カ年間で人口八千未満の弱小町村を解消するという方針で合併計画を立てたのでございます。地方行政調査委員会が、人口七、八千という最低規模を出したときに念頭に置きましたのは、行政事務の再配分によって町村にできるだけ仕事をおろしていこうということと、そのために町村の能力を強化しなげないうことという趣旨でございましたが、その際、町村の行なうべき事務として特に念頭に置いておりましたのは、新制中学校の建設並びに維持管理ということであつたと思つてございます。そのほか、当時の町村の行なうべき事務につきまして、いろいろ検討をされておるわけでございますが、一番中心にありましたのは、新制中学校一校を、少なくとも町村であるからには、能率的に経営できるくらいの大きさでなければならぬということであつたと思つてございます。しかし、今日、町村合併の動きが起つております背景となつておるものを見ますと、さらに、町村におきまして、たとえば水道でございますか、し尿処理でございますか、あるいはまた常設消防を持とうというよりなことでございますか、あるいは都市計画事業をやる、あるいは産業開発をやつていこうというよりな、そういうことが、今日、市は

もちろんでございますが、町村におきましても重要な住民に対するサービスというふうに考えられてきており、そのために町村の行政をどういふふうにしていくかという問題が問題になっておると思つてございます。そこで、そういう事務を能率的に処理をしていくという点から考えてみますと、かつての人口八千程度の町村では、十分でない切れないということになるのじゃないか。そこで、それを一応最小限度人口八千ということで合併の行なわれまして、さらに合併をしようという動きが出てきているものとお考えでございます。しかし、人口はどのくらいがいいかということになるわけでございますが、この点は、先生もおっしゃいましたように、人口幾らということでもって画一的にきめるわけにはいかないと思つてございまして、町村合併促進法の第三条の規定は、御承知のとおりでございますが、「町村は、おおむね八千人以上の住民を有するのを標準とし、地勢、人口密度、経済事情その他の事情に照らし、行政機能を最も高くし、住民の福祉を増進するようにその規模を定める限り増大し、これによつてその適正化を図るために相互に協力しなければならぬ、」かように規定されております。この町村合併促進法で明示になっております町村の規模の考え方は、私は、今日におきましても変更する必要はないと思つております。ただ、町村合併促進法のもとに行なわれまして町村合併は、その中で「おおむね八千人以上」という、とにかく八千人未満の弱小町村を解消しようということに主眼を置いて行なわれておりますので、後段に書いてございまして、さらに、「行政機能を最も高くし、住民の福祉を増進するようにその規模を定める限り増大し、」という点につきましては、もちろんそういう観点から行なわれたものもございまして、なお必ずしも全般に十分ではなかつた。そういう点が、今日、あらためて町村合併の動きになってきておるのじゃないか、かように考えておるわけでございます。

しからば、そういう場合におきましては、どのくらいの規模がいいかということでございまして、先ほど申し上げましたように、人口幾らというふうに画一的に言うべきではなくて、ここにも書いてございまして、「地勢、人口密度、経済事情その他の事情に照らし、行政機能を最も高くし、住民の福祉を増進するように」という観点から、これは個々のケースにつきまして、具体的に検討していかなければならないのではないかと、かように考えておるわけでございます。そういういたしますと、農山村地帯になってまいりますと、合併をいたしましてからとて、それらの事務が能率的にできる、また、プラスになるといふわけにもこれはまいりませんし、そういうところにおきましては、合併をするというのを勧奨するつもりは毛頭持つておらないわけでございます。以上申し上げましたように、町村の規模につきましても、当初、人口八千人ということが定められましたが、新制中学校の建設ということが一番中心に考えられておつた。今日は、上下水道等の環境衛生施設あるいは道路とか産業開発とかいふようなことが、町村においても中心の問題になつてきておる。そういうことを念頭に置いて、地勢、社会事情その他の事情に照らして検討をする、かように考えておるわけでございます。それから、市の点でございますが、市につきましても、現在、地方制度調査会で事務の再配分の御検討をいたしておりますが、町村で、いま申しましたような行政事務は、市にも当然あるわけでございますが、さらに加えて、市の場合におきましては、現在でも、社会福祉の関係の仕事、これは社会福祉事務所が、市は必置になつておりました、生活保護その他の社会福祉関係の事務は、市は独力でやるといふたてまえになつておりますが、こういう方向は、今後ますます進めていくべきじゃないか。それから、たとえば同じ消防につきましても、市につきましても常設消防を義務づけるというよりなことも今後考えていくべき

きじゃないかというよりなことを考えております。さらに、人口が二十五万以上の市につきましても、市議会議員長のほうから、中都市の一段階をつくつて、もつと県の事務を委託すべきだという意見を述べておられます、地方制度調査会の昨年の答申におきましても、その考え方を取り入れられておりますが、そういう一つの市の段階性ということも考え、そこにおきましては、相当多くの事務を県から委託するということも考えていくべきじゃないか、かようにお尋ねをされておるわけでございます。

○加瀬完君 最初にお願ひしておきますが、御答弁をひとつ簡単に願ひします。いま御説明がございましたけれども、それは自治省なり行政局長なりが考えていることで、今度の合併を進める一つの基準として、町村はこういうもの、市はこういうもの、事務再配分はこういうふうにするという固まつたものは何もないわけですね。町村合併というのは、現地在非常に要望をいたした状態にございまして、町村合併というものを進めるならば、行政的にも財政的にも裏づけができるのじゃないかという大きな希望を持ったわけなんです。ところが、町村合併をやつてみただけでも、何のための合併なのか、合併させてどうするのだという話もいろいろありましたけれども、そのこうさせるのだという希望が、こつたという形になつては、具体的にあらわれておらない。そういうことを繰り返してきただけですね。ですから、今度合併を進めようというなら、どうするのだということをしっかりとやらせてもらふことも、いままでの合併をさせた市町村に、合併の目的というものを具体的に肉づけをしてもらわなければ困るのですよ。単に中学校の統合や中学校の建設や維持管理のためにだけ合併したわけじゃないのです。そういうこともあつたかもしれません、もつと一部分です。合併の目的というのは、もつと大々的な希望というものを、持つておつた。やつてみたら、ゼロかける幾らで結局ゼロ、どうしてくれるのだというのが極端に

言えれば現地の声です。合併はいたしましたが、何にもないじゃないか、どうしてしてくれるのだ。どうしてもくれないじゃないですか。投資的経費がふえたとか言いますけれども、これは国の政策で高度成長政策というのをとったから、つられて地方も投資的経費がふえたにすぎない。町村合併をやったから財源が豊かになったということではないのです。それで投資的経費が非常にふえたということではないのです。どうも合併をさせても、合併の目的といえますか、合併の利益といふものが、はなはだしくあいまいだと思ふのです。ですから、その合併の成果だけではなく、合併のマイナス面は何だということをお私はいくど聞いています。合併して困っているところがたくさんあるでしょう。たとえば南北二十キロもあるようなところが合併して、御指導によりまして中学校をつくりまして、山の手の炭焼きの子供と海岸の漁師の子供と一つの学校へ、片道十五キロもあるところを走らして、問題が起るののは当然でしょう。そういう問題が所々方々に起つておる。町村合併というのを進めるなら、町村あるいは小都市の市も含めて、完全に自治体の運営ができるような少なくとも財源の心配をまずしなければなりません。財源の心配を、新しく市町村合併したからといって、しているわけじゃないでしよう。ただ、もらえる交付税をもらえない条件になったから、自分の固くしてやろうかということが関の山です。そうでなくて、新市町村ができたのだから、新市町村を運営できるころの財源はこういふ形で与えてやるのだ、あるいはこういふように自己財源が集まるように税源配分を考えた、あるいは自己財源を与えた、こういうものが一つもないのです。ですから、これから合併を地方で希望するのなら、それを私は反対するわけじゃございませんが、国としては、いままでも合併促進法をつくって合併させた市町村に対する責任というものをまず明確にしていただかなければ……それを明らかにしていただかないと、私は、また合併いたしますよと言つても、はいさよ

うでございませうかと賛成するわけにはいかない、いま前に申し上げた点について、ひとつお答えいただきます。

○政府委員(佐久間君) 御指摘の点は、いろいろと私も考えなければならぬ点と思つておるわけではございません。で、前回にも町村合併促進法のもとに行なわれまして合併の際におきましても、減らすべきものを減らさずするといふだけではございませんで、たとえば合併交付税におきまして合併補正を行ないまして、合併することによつて一体化するためにいろいろな事業をやらなければならぬといふようなものにつきましても、特別な配慮をいたしておりましたし、また、地方債の配分にあたりまして、合併によつてよりよくなるための積極的な面の事業につきましても相当な配慮をいたしてまいりましたわけではございます。今日ほとんど全国各市町村が、もうすでに合併町村だといふ状況になっておりますので、そうした合併をしたところについてだけ特別な配慮をするといふことは、一般的にはいたしておらないのでございませうが、ただいま御指摘のような点は、今後の財政運営上やはり考えていかなければならぬ点といふふうに存じておるわけではございます。

○加瀬完君 弱小市町村が非常に多かったのも、これを一応合併すれば行政的にも財政的にも自治体として確立するんじゃないかという一つの見込みで町村合併をさせたわけですね。ところが、町村合併させて、その町村合併をしないような町村はないといふような現状においても、かつて弱小町村であったときと財政状態に非常なプラスの変化があつたかといふと、あまりないですね。あまりないのです。ですから自治省としては、市町村合併といふものを進めるということだけの方法では、市町村の自治体といふものは強化されるわけにはいかないという結論がもう出ていいわけですね。だから市町村合併を進めて、それだけでは解決がつかないのだから、今度は国の施策として財源をどう与えるか、あるいは事務再配分

をどうするか、こういう問題を積極的に打ち出さなければ、これは最初の町村合併促進法の、住民の福祉を進めたり、地方自治権を確立したりといふ目的にはそぐわないわけですね。ですから、私は手続法ばかりきめましますけれども、手続じゃなく、その内容です。市町村合併をやつてみただけでもうまいか、あるいは、財源の問題があり、事務再配分の問題があるのだから、これをどうするのだといふことを、なぜ自治省は打ち出してくれないのか、これは打ち出すべきじゃないか、そういう責任もあるんじゃないか、それはさっぱりおやりにならない、そうではないでしょうか。

○政府委員(佐久間君) 私どもも、ただ合併をするだけで事が終わるというふうには考えておりません。合併はいわば一つの土俵をつくるわけではございまして、その土俵の上でどういふような相撲を取らせるかといふことにつきましまして、これは御指摘のように財源の問題があり、あるいはまた事務再配分の問題があり、そうした肉づけをしていかなければならぬという点につきましましては、全く同様の考え方努力をいたしてまいつておるわけではございます。まあ事務の再配分につきましましては、現在地方制度調査会で、市町村にもつと事務を強化するといふような方向で御検討を願つておりますし、それに対応するように財源の配分につきましてもあわせて御検討をいたいただくようにいたしておるわけではございます。そういう御指摘の点につきましましては、十分念頭に置いて努力をしてまいりたいと思つております。

○加瀬完君 これは財政局長に聞かなければならぬ問題かもしれませんが、新産都市といふものをつくつた、あるいは工業地域整備促進法です。か、こういうものをつくつて、一応新産都市に準ずる方法を考えた、私もこれはこういう法案のときに、新産都市といふものをつくつても、新産都市の財源といふものを国が保証してくれるのか、それが地方に肩がわりをされたり、地方の過重負担になったときは、新産都市はできないのだ、ましてこれを交付税の傾斜配分でやるなんというところに

なれば、今度は他の地域、新産都市でないところが財源を失ふことになって、これはさらに地方のアンバランスを生ずるものになる、財源はあるのかといふことをしつこく聞いたわけではございませうけれども、財源は国で保証するといふ答えでありながら、今日の状態で新産都市が行き詰まっております。われわれ心配したように、今度交付税の配分で新産都市の補助をするとか、新産都市といふ法律をつくつても、工業地域の促進法といふものをつくつても、財源といふものを確実に与えてくれるという裏づけがなければ、市町村は動きがとれないです。どうやうなことで、それから、今後考えると、答申を待つとこととでなく、自治省そのものが、市町村合併をやつたつて、どうにも財源に困つておる。自治大臣は、給与が非常に高いなんというのを言つておるけれども、市町村なんかでは国家公務員の給与より低い方が大部分でしょう。去年より前にベースアップなんか途中であつたら、どうにもならないでしょう。しかも、今度住民税のただし書きが廃止されるといふようなことになったら、一応の見込み財源も非常に少なくなつてきます。だから、財源でなく、なつちやつていふような条件において合併をしないといふ言つたところで、市制をしきないといふたところで、これはもう地方自治権も拡大されなければ、住民の福祉にもならないでしょう。で、この財源は省の中で問題にならないんですか。こういう促進法なんか何回もおやりなつていふけれども、財源をどうするかといふことは問題になってこないんですか。具体的に問題になつてこないんですか。

○政府委員(佐久間君) 財政の關係は、所管ではございませうけれども、先生のおっしゃいますことは、私もそのとおりと思つておるわけではございます。ただ、先ほども申し上げましたように、現在ほとんど全部が合併市町村でございまして、今日、町村における財政の苦しい問題は、これは合併に関連しての問題というよりも、町村財政全般の問題ではなからうかと思つてございす。したがしまして、自治省といつたしまし

ては、地方公共団体、特に市町村の財源強化というところにつきましては、従来から非常に努力をいたしてきているところでございます。もちろんその点につきましては、省内におきましても、予算要求の際におきましても十分検討をいたしておったところでございます。

○加瀬完君 くだいようですけれども、合併促進法が出るたびに、一体この目的は何だと聞くと、住民の福祉を推進して地方自治を確立するんだと、こりおっしゃる。市町村の現場で、住民の福祉が十分に推進できない、あるいは地方自治が確立されない原因は何だというと、財政の裏づけが非常に希薄だとおっしゃる。これは私は当たっていると思うんです。それならば、合併促進法などというものを取り上げるときには、現在の合併された町村、市も含めてですが、地方財政というものをどう確立させるか、財源の裏づけをどう与えていくかというのを考えていただかなければ……問題になりますと、将来はそういうふうにはかりまじやうと、私のほうの直接所管ではございませんといいだけでは、これは済まない問題だと思ひます。済まない問題だと思ひ、無責任きわましますよ。合併促進法というものは何回おやりになりましたか。何回やったら一つも効果が上がらない。財源はたな上げ、行政の事務配分もたな上げ。私は、たびたび指摘をするわけですが、これも、国の委任事務をやっておいて、いいところで六〇％くらいでしよう。ひどいのは四分の一くらいしか国は負担をいたしません。一〇〇％負担をする義務があるが、二四・六％なんというくらい負担が軽い。これは、それで、相当財源も持ち出し財源が多いし、財政負担が重いのだから財源の配分を考えようという方法もならない。市町村というのは国の下請機関ではないんですから。しかしながら、現在は下請機関よりもまだ悪い。事務は国の事務、財源はお前のほうで持て、こういうことを繰り返されているんですよ。こういう問題を解決しないで、町村合併を幾

らやったら、これはナンセンスですよ。住民の福祉はますますはばまれ、地方の自治権を伸張するにについてはますます財源が枯渇するということとが、ただ繰り返されるにすぎないです。どうも合点がいきません。町村のために合併促進法というものをやりになるならば、現在合併して困っている合併町村の財源を、あるいは事務を、もつと市町村が立っていきうに確立をする裏づけをしていただかなければどうにもなりませんよ。これはまあ局長に何うのは無理かもしれせんけれども、なんならば、問題をとつておいて大臣に聞いた方がいいですよ。これは局長だつてあれでしよう、私の申し上げていることには、これは反対だと言ひわけにいかぬでしよう。お認めになるでしよう。これは市町村の声です。どうでしよう、御感想だけでもけっこうです。

○政府委員(佐久間君) なる御指摘をいただいております。ただ、先生のお話で、従来の町村合併が町村の住民の福祉の上にそれほどのプラスになつていなかったとおっしゃいます御指摘につきましては、私も私もいたしましては、それは個々のケースによりましては、うまくいっていないこともあつたかと思ひますけれども、全般的に申しますと、町村合併前よりも町村合併後のほうがかなり財政的にも運営がしやすくなり、そしてまた、住民の福祉のために寄与してまいっておるというふうに考へておるわけでございます。しかし、御指摘のように、なお財源付与の点で十分でない点があつたんじゃないか、あるいはまた自治権強化という観点から、事務の配分の面でいろいろ未解決の問題があつたんじゃないかということをおっしゃられますと、その点は私も同様に考へておりますし、その点につきましては、今後さらに努力をしてまいりたいと、かように考へるわけでございます。

○加瀬完君 くだわり過ぎますけれどもね、局長は、さつき、町村合併の最初のねらいは行政の再配分、特に中学校の建設あるいは維持、管理とい

うような問題が一つの目的であつたという御説明がございましたね。これを押さへても、中学校の維持や管理、あるいは建設という目的を達するためには、町村合併というものを進めたほうがいいのか、それとも、いまのような、当然法律的に補助の対象になつておきながら、その七五％なり八〇％なりしか補助をしない、敷地関係につきましてもは全然補助の対象にしない、こういうふうには法律を変えたほうがいいのかということになります。これは、むしろ市町村なんか小さくたつて大きくたつて、財源をさへ与えてくれれば、りっぱな中学校が建ちますよ。維持、管理も自由ですよ。国が当然行なうべき義務というものを怠つておいて、市町村合併というふうな、形を変えた自治体をつくつて、それに転嫁をさせておつたというの

が事実ですよ、これは。それはプラスの面も全然ないわけじゃない。ありますよ。市役所だとか町村役場だとか、こんなものは起債なんかべらぼうにやつて、ずいぶんりっぱにさしてありますよ。必ずしもマイナスばかりでもないかもしれせんね。しかし、焦点が少し違ひでしよう、焦点が。住民が望んでおるような福祉の増進というものは、市町村合併によつてだけ進みましたか。さつぱり進まないでしよう。これを見たらね、平均はこうなりますよ、投資的経費。個々の町村が全部伸びているというわけにいきません。特に貧弱町村の合併したところなんかは、赤字がかえつて固まつたやうな形になつて、身動きがとれないというのが現状です。村有財産なんか持つて、村有林なんか持つて、合併しなければわりあいに村の財政としては豊かであつたといつたやうな山村なんかがある、無理に合併をしてしまつて、市町村財産は、何か、もとの入り会ひ地みたいな形になつてしまつて、市町村財産でなくなつたりなんかしてしまつて、かえつて市町村財政は苦しくなつたというやうなところもないわけ

ではないですね。財源というものをもう少し確立させるといふ形で合併を進めてくれる合併でなければ、私は全く無意味だと思ひます。しか

し、それは意見になりますから、差し控へまして、次の問題に移ります。

合併促進法をこども一回出すというなら、そいつた財政の面をはずしても、行政の面でも、合併はしたけれどもこのやうな問題が残っているという、いわゆる合併の後遺症みたいなものが幾つかありますね。たとえば、一つの部落が分裂をしてしまつて、鎮守様の祭りを、町村が二つに分かれてしまつたから二つに分かれてやると、おれのほうはA村だとか、おれのほうはB町だといったために、一つの道も境にできなくて、各家の屋敷内をジグザグに町村の区域を割つたり、あるいは飛び地が残つてしまつたり、左右の町村から合併をすすめられて、どっちにも行けなくて貧弱町村がぼつんと一つ残されたままに残つておつたり、それから選挙区だけは飛び離れた他

の地域と一つになつて、生活や経済の基盤の周囲というものは全然これは行政区域の違ひところになつてしまつておる、一種の飛び地みたいな、こういう問題がたゞ残つていますね。そういう問題を、このやうな法律を提案をするというならば、一挙に解決するやうな方法をどうしておつたにないのですか。おとりにならなくていいんですか、このまま残しておいて、農地なんか困るでしよう。いまの人はいいでしよう。代がかつたときに不在地主になりますね。そういう問題が起つてくる。変な町村合併の結果、町村合併の後遺症として残つてしまつた問題が幾つかあるわけですから、こういうものは行政指導というところだけではなかなか片がつきません。行政指導で片がつくくらいなら片がついてゐる。法律の手続で一挙に解決するやうな方法をおとりになる必要はないんですか。また、なぜ今度こういうときに中へ加えていただかなかつたんでしようかね。この点、御説明いただきたい。

○政府委員(佐久間君) 先ほど私の申し上げました点について、ちょっと補足させていただきますが、前の合併は新制中学校をつくるのが目的でやつたというふうにおつたのでござい

ます

が、私の説明が足りませんでした、人口七、八千という基準を出したのは、少なくとも新制中学校一校ぐらいは、町村であるからにはなきやいかぬというところから、この数字を出したという意味で申し上げたわけでございます。

それから、ただいまのお尋ねでございますが、合併の後遺症ともいふべき問題が、おあげになりましたようにありますことは私も承知をいたしております。今回の法律を提案いたしますときに、そのような合併に関連して起こっております問題につきましても、一と検討はいたしましたけれども、今回の法律案は、ただ最近起こっております合併の動きについて、市の合併の特例の法律案の対象になつておらない、あるいはまた新産都市や工場の地域内になつていないということだけで合併に関するこの法律の適用が受けられないということでは、いかにも不公平ではないか。その点を解消しようという最小限度のものに考へて御提案いたしましたわけでございます。御指摘のような問題点につきましては、今後引き続き検討をしてみたいと思つております。

○加瀬完君 まあこの法律案の提案の御説明を承りまして、御趣旨はわかります。しかし、こういうものを出すならば、むしろその必要以上に、かつて進めた町村合併の後遺症の問題というものを解決するということのほうが先じゃないか。他の委員からも御指摘のございました、たとえば人口三万でも一応市に昇格させる。昇格というものはおかしけれども、市にするという手続法を一時認めたことがございましたね。それなら、また、四万で市になるといふ問題も、この合併促進をするならばやはり取り上げられていい問題じゃないかといったような、前の合併促進法によつて何かを未解決のまま問題として残つていふような点をまず取り上げて解決をするというところのほうが先じゃないか。そのつどそのつど、要求があつたり必要があつたりするものだけを手続法としてばんばん片づけていくから、残つたものは積みあつて、そこに矛盾相克を生ずるわけですね。まあ他の

委員のおっしゃつたことをお借りして恐縮ですけれども、前に二、三万で市ができて、今度四万で市にできないといふのはどういふわけだ。これも理屈ですよ。手続法で便宜的にやつていくものならば、取り上げたほうがいいという便宜性を認めれば、取り上げてしまふべき問題ですよ。そういう問題がたくさんある。それを当然今度の手続と一緒にやはり手続をおつくりになつていただけないか。そのほうの解決のほうが先決じゃないか。こういう私は趣旨なんです、何つておりますのは。ですから、無責任だと言ふのです。だから、悪いマイナスの点を出せと私が申し上げたのに、マイナスの点の一つも考えないで、プラスの点だけ考へて、またプラス、プラスとこうやつていふけれども、それは意図としては当然ですけれども、しかし、作用があれば反作用もあるのですから、合併という作用があれば反作用でマイナスの面が残つていふのですから、そのマイナスの面というものをやはり救つていくということも、行政当局としては当然打たなければならぬ手じゃないか。それが打たれておらないので、先ほど申し上げたような点もなぞ取り上げていただけないか。申上げておるのです。たとえば、質問がくどくどと長くなつて恐縮ですけれども、選挙区の問題なんかも、それは選挙関係におつしやるかもしませんが、選挙関係といふことになる、この飛び地は隣の市町村と一緒にして選挙をやつたほうがいいという条件のところもあれば、飛び地は飛び地として残しておいたほうがおれの選挙には得だといふ、同じ条件でも選挙といふことになれば、利害は必ずしも一致しないわけですよ。ですから、選挙関係の、何と言いますか、その選挙区の問題で解決をしてもおろしと思つと、同じ条件のところは離れたり一緒になつたりして客観的には統一性がなくなつてくるわけですね。むしろこれは行政局の管轄の範囲内で解決をしたほうが私は妥当だと思ふのです。一例をあげれば、こういう点は、それじゃ將來考へて法律を出しになるということですか。

○政府委員(佐久間君) 御指摘の点はまことにどうも重要な点でございます。私も飛び地の解消、それからまた選挙区といふことが非常に不自然な形態になつておるといふ点につきましては、將來これを解決するための何らかの方策を検討しなければならぬといふふうに考へております。法律を出すかどうかといふことにつきましては、よく検討をいたしたいと思つて、今後ひとつ研究させていただきます。

○加瀬完君 それから行政規模がふくれ上がったというお話でございますけれども、住民負担は町村合併の前後でどうなつておりますか。

○政府委員(佐久間君) ただいま手元に資料を持ち合せておりませんが、調べまして、この次に御答申申し上げます。

○加瀬完君 この法案の中にも前と引き続いて、新しく合併をいたしました住民負担が前の自治体のときの住民負担を越えないようにという配慮がございませう。しかし住民税などは、今度は四十年から五十年は大体統一といひますか、画一になるわけでしょう。ですからA町村とB町村で住民負担が非常に変わるということはないわけですね。そのほかそうすると固定資産税とか県税まで含むのですか。県税は関係ありません。固定資産税みたいなものは、前の市町村のかけたのと同じといふことになるのですか。しかし、大体これはそう固定資産税なんかは町村によつて違ふということないでしょう。違ふべくして違ふのは当然です。しかし町村の考へ方で、同一条件でありながらはなはだしく違ふといふようなことはないでしょう。どういふことですか。これはどこを同じにするといふことになりませうか。

○政府委員(佐久間君) あるいは御質問の意味を取り違えておるか存じますが、合併をするにによりまして関係の市町村の間におきます従来の税負担が、將來におきましては、これはまあ均等化されなければならぬといふことは申すまでもございませうが、急激にそれを統一をするとい

うことにつきましては、第七条の規定によりまして、避ける措置を講じておるわけでございます。内容をどのように考へていくかにつきましては、個々の市町村の判断にゆだねることになつておるわけでございます。なお、まあ一般に合併をいたしましてから、必ずしも住民の負担が軽減もしていないといふような御指摘がございませうが、これはまあ一つには町村の行ないますいろいろな事業との関係もございまして、住民の福祉のためにいろいろな施設をつくつたり事業をやつていくといふことになりませうれば、その関係で住民の負担が増高するといふことは、これはまあ当然のことかと思ふのでございませう。

○加瀬完君 逆戻りになりますけれども、住民の負担によつて投資的経費なりその他の行政的経費なりがふえたといふことならば、これは町村合併をしたための利益といふことにならないわけですね。それは別として、この前問題であつたのは主として住民税です。住民税がただし書きオプショニですか、三を使つておるところと、それから第一方式を使つておるところでは非常に違ひがありますので問題が起つたのです。今度は大體一つになる。税率も大體そろつていふ。そうなるまいと思つと、この前の条項といふのは、四十年以降といふのはあまり問題にならないのです。これは御担当ではございませうから、税務関係の方とよくお打ち合わせをして、あとで具体的に、この条項を残しておいてどういふ効果があるかどうかお答えをなすつてくだされんか。

それから町村合併によつていろいろの有利な条件といふものを与えたわけですよ。まあただいまの御説明でも、国有林野の払い下げ状況がございませう。ただ払い下げられたかといふことはわかりました。しかし、この間、払い下げ申請はどのくらい出しておるでしょう。それで決定したのはその何分くらいの率になるのでしょうか。

○政府委員(佐久間君) ただいまの資料は、ただいま手元にございませう、これは調査をいた

しますのに少し日にちがかかるかと思ひますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○加瀬完君 私の開きたいのは、大体四万町歩ぐらい払い下げたことになっておりますけれども、これは申請をしたほんの一部分だろうと思ひます。申請の町歩、面積というものは相当膨大なものじゃないか、それに対して払い下げをしたものというのはいさよの部分ではないか、そうであるとするれば、合併促進法で国有林野を払い下げをするというところに政府も協力をすると言つたことは、何分の一しか協力をしないということになるのだな。それから、その他相当国有財産がそれに準ずるものといつた相当国有地がある。これを払い下げて市町村に使わせてもらえば、市町村の財政面でも有利なものがありますけれども、こういう払い下げの申請状況、あるいは払い下げの許可状況というものはおわかりになりますか。

○政府委員(佐久間彌君) ただいまの点もどうも正確な資料を持っておりませんが、おおよそどのような状況になっておるかということにつきましては、ひとつ関係の省庁に照会をしてみたいと思ひます。

○加瀬完君 この最初の合併促進法でいろいろなプレミアムをつけておりますけれども、必ずしもプレミアムが現実化されておらないのですよね。たとえば郵便局、集配局の統合あるいは電話などの統合、こういう問題も解決をされておるほうが少ないじゃないか。同一市町村であつて、通話区域を——大都市は別ですよ。いわゆる町村合併をするところによって通話区域を一つにしてもいい、それはよろしいということであつた市町村が、現在通話区域も配達区域もばらばらになつておるといふのが多いでしょう。その他の行政庁の管轄の範囲も、市町村合併のときに要求されたような条件は実つておらないじゃないですか。

○政府委員(佐久間彌君) ただいまの電話局の統合の点でございますが、これは本日お配り申し上げます。

げました「市町村合併に対する国の助成措置」というプリントがございますが、その一番最後の五ページに書いてございます。昭和三十年度から昭和三十八年度末までに対象になります局が四千五百四十二局ございまして、そのうち三千六百八十局につきましては実施をしております。未実施のものにつきましては、いろいろな事情があるようございまして、この点につきましては、私もどもいたしまして、この点につきましては、私どもは局のほうに強力に要請をいたしたいと思ひます。

○加瀬完君 それでは、今度の市町村の合併の特例に関する法律の中には、いま言つたような、たとえば電話局の区域の統合、統一でありますとか、あるいはまだ未解決の国有林野の払い下げの問題でありますとか、こういったような問題を積極的に処理をしていくというものは、内容としては含まれておらないわけですね。

○政府委員(佐久間彌君) 電話局につきましては、この十三条の「国、都道府県及び公共の団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という規定の中の「公共の団体」は、主として電話局を考へております。従来もそういうことで関係当局に協力を求めておりますので、引き続きやっておりますと思ひます。

それから国有林野の払い下げの規定につきましては、今回は落としてしまつたが、今回の法律の趣旨が、積極的に合併をまあやれと推進をするというところは、いたしませんで、自主的に合併をやろうというものにつきましても合併がやりやすいようにしてやろうと、こういう趣旨でございますので、非常に積極的な促進的におのの強い規定をいたしまして、いまの国有林野の規定は落とすことにいたしました。

○加瀬完君 まあ都道府県の境界を越えて合併をする町村がもしあれば、それを除外するわけにはまいりませんね。今度の法律は。

○政府委員(佐久間彌君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 そういふものはないと思ひますけれども、この都道府県の境界を越えての合併については、もう少し合併基準というものを私はきびしくしていただかなければならないと思ひます。この委員会でも長野の山口村ですか、問題になつたこともございますが、合併基準というものをきびしくすれば、ああいう紛争というものは起こらないですね。まあ同じ都道府県の中にあれば、都道府県の当局が相当仲介あつせんといふことが可能でございども、県境を越えての合併といふことになりまして、なかなかそういう形にはなりませんが、自治省がおやりになるとか総理大臣がおやりになるとかいつても、これは現状に最も迅速なものが解決をはかることになりまして、形式的にいへば、よく実情を知っているものが対立抗争でこれは手が握れなくて、遠くのもの解決をはかるということになれば、実情にうといものがどろりして解決の責任者ということになりますので、問題の解決点というものは本質をつかどうか問題が残るのですよ。今度は一応対象として考へられておるところでは、県境を越えてのそういう問題はございせんね。

○政府委員(佐久間彌君) 一とお各県から非公式に報告を求めたところによりまして、そのようなケースはございせん。

なお、今回はあくまでも自主的合併を対象にいたしておりますので、越県合併の場合におきましては、関係市町村、関係都道府県の議会がそれぞれ同意の議決をいたした上で知事が処分するということになりますので、お話しのようなケースは起こり得ないと思ひます。

○加瀬完君 もう一つ何つておきますがね、この人口三万程度であつても、これを支持するといふときには、いわゆる連橋戸数の六割とか、その他高等学校がなければいけないとか、警察署がなければいけないとか、保健所がなければいけないとか、いろいろな府県の条例などがございましてけれども、こういうものはずいぶん大目に見られましてね。今度の合併なんかの場合も、連橋戸数と

いったようなもの、あるいは高等学校とかその他の、市に位置をさるべき公共機関といふもの、こういうものの条件というものは、この前のような形で緩和されて取り扱ふということになりますか。

○政府委員(佐久間彌君) 前回の場合におきましては、合併を促進することを主眼にいたして取り扱ひましたので、そのためには、市になります要件の取り扱ひにつきましては、多少ルーズと見られるような節があつたことは事実でございまして、今回は合併を積極的に促進するために市をつくらうといふような考えはございせんので、市の要件につきましては、前回のようにはルーズな取り扱いをするというところは避けてまいりたいと思ひます。

○加瀬完君 もう一つ、町村合併ではございせんけれども、実質的には町村合併と同じような結果を生じている現象があるわけですね。これは東京の近郊の団地の造成です。人口三万ぐらいのところは人口二万ぐらいの団地あるいは二万五千ぐらいの団地ができるわけですね。そうすると、これは人口の状態からいへば町村合併と同じようなことなんです。しかし、これは市町村合併そのものも財政的に十二分な裏づけがないわけでございますけれども、町村の中に入つてくる団地は、もつと何ら市町村に対する財源の裏づけがないわけですね。ほとほとこれは困つておる。東京近郊の府県では団地が断わりだといふような知事の声明まで出るようになってしまつた。しかし、団地が来なくなつて人口増といふのは、はばむわけにはいかぬでしょう。これは団地よりも団地でないものの人口の増のほうが多いのですから。こういう東京の過密化の傾向に取りつかれておるような人口移動の受け入れ側に立つておる市町村に対しては、財政的な有利な取り扱いといふものを考へておられますか。

○政府委員(佐久間彌君) 団地の問題は合併と直接関連はございせんが、団地が来たことによつ

て関係市町村の財政需要が増高する場合におきまして、これを特別な財政需要といたしまして特別交付税で配賦するという事を自治省といたしましてはいたしております。

○加瀬完君 特別交付税ではないわけですね、ほんとうは、性格的には。特別交付税というのは何か臨時的な一つの現象をとらえることなんでしょう、主として。ところが、これはもう来てこれから永住するわけですね。毎年毎年同じような団地開設のときと、それからこれを維持管理していくときは違ふにいたしても、町村合併と同じことですね、二万なり三万なりの人口がどかんと来て、それが市町村の行政のワクの中に入るのですから。千葉県の松戸市は二十三年の人口が四万でした。今日は十五万です。で、またさらに四十二年度完成を目途に三万の団地ができるわけですね。こうなつてまいりますと、三万といつたら昔の市ですね。それが市町村の意思にかかわらずなくそこにつくられるわけですね。しかし行政費用は団地は団地でまかなつてくださうというわけにもいかないわけですね。こういうものは、特別交付税ではなくて、何か別の財政的な措置というものを考へていただかなければどうにもならないわけですね、町村合併をしたところで。町村合併した吸収した町村よりも、来た団地のほうが人口がよけいだし、要求も激しいということになれば、合併した町村なんかはそぼろ食つて何にもならないですよ。合併したいろいろな約束なんかというものはほごだ。そういう間接的には現象もございまして、この点は省の御会議の中でもひとつ取り上げていただいて、別な機会に自治省の対策をお聞かせいただきたい。一応これで終ります。

○政府委員(佐久間君) ただいまの点はそのように取り計らいたしたいと思います。

○委員長(天坊裕彦君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(天坊裕彦君) 速記をつけて。本案についての本日の審査はこの程度にいたします。

次回は三月四日木曜日午前十時に開会の予定でございます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三分散会

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、地方行政連絡会議法案(第四十六回国会提出、衆議院継続審査)

地方行政連絡会議法案
地方行政連絡会議法

(目的)

第一条 地方行政連絡会議は、地方公共団体が、国の地方行政機関と連絡協調を保ちつつ、その相互間の連絡協同を図ることに、地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資することを目的とする。

(組織)

第二条 地方行政連絡会議(以下「連絡会議」という。)は、別表で定めるところにより、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)をもつて組織する。

(任務)

第三条 連絡会議は、第一条の目的を達成するため、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡及び協議を行なう。

(会議)

第四条 前条の連絡及び協議を行なうための会議

(以下「会議」という。)は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の長のほか、第一号から第十一号までに規定する国の地方行政機関で当該連絡会議を組織する都道府県の区域の全部又は一部を管轄区域とするものの長及び第十二号に掲げる者をもつて構成する。

一 管区行政監察局
二 管区警察局長(警視庁及び北海道警察本部を含む。)

三 財務局

四 地方農政局

五 営林局

六 通商産業局

七 陸運局

八 海運局

九 港湾建設局

十 地方建設局(北海道開発局を含む。)

十一 その他政令で定める国の地方行政機関
十二 関係のある公共企業体その他これに類する団体(以下「公共企業体等」という。)

の長又は関係のある地方公共団体の機関の連絡組織の代表者で連絡会議において委嘱するもの。

三 会議に、議長及び副議長を置く。

四 議長は、会議において定める都道府県知事をもつて充て、副議長は、議長が会議にはかつて指名する者をもつて充てるものとする。

五 議長は、会議を主宰し、連絡会議を代表する。

五 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議の結果の尊重)

第五条 会議において協議がととのつた事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重してそれぞれその担任する事務を処理するよう努めるものとする。

(資料の提出等の要求等)

第六条 連絡会議は、必要があるときは、会議における協議事項に関係のある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 連絡会議は、会議における協議事項に関係のある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に対し、その求めに応じて、会議において協議した事項に関する資料を提供しなければならない。

(意見の申出等)

第七条 連絡会議は、必要があるときは、会議における協議事項に関係のある大臣又は公共企業体等の長に対し意見を申し出ることができる。

2 会議における協議事項に関係のある大臣は、必要があるときは、当該関係のある所管事務について連絡会議の意見をきくことができる。

(経費の負担)

第八条 連絡会議の運営に要する経費は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の負担とする。

(報告)

第九条 連絡会議は、会議を開催したつど、会議の結果を自治大臣及び会議における協議事項に関係のある大臣に報告するものとする。

(雑則)

第十条 この法律に定めるもののほか、連絡会議の庶務その他連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

名	称	組	織
北海道地方行政連絡会議		北海道	
東北地方行政連絡会議		青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県	
関東地方行政連絡会議		茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県並びに横浜市長官公署	
東海地方行政連絡会議		岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県並びに名古屋市	
北陸地方行政連絡会議		富山県、石川県及び福井県	
近畿地方行政連絡会議		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県並びに京都市、大阪市及び神戸市	
中国地方行政連絡会議		鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	
四国地方行政連絡会議		徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	
九州地方行政連絡会議		福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県並びに北九州市	

備考 都道府県は、特に必要があると認めるときは、関係地方行政連絡会議の同意を得て、同時に他の地方行政連絡会議に加入することができるものとする。

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、地方交付税の税率引上げに関する請願（第七九六号）（第八五九号）（第八六八号）
- 一、地方公営企業の財政確立並びに大都市自主財源確保に関する請願（第八〇七号）
- 一、貸切バスの自動車税増徴反対に関する請願（第八二四号）（第八八三号）
- 一、大規模償却資産に対する固定資産課税改正に関する請願（第八八〇号）

第七九六号 昭和四十年二月十三日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 北海道勇払郡厚真町議会議長 森田正吉

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第八五九号 昭和四十年二月十六日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 北海道勇払郡追分町議会議長 佐々木潔隆

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第八六八号 昭和四十年二月十七日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 北海道網走郡女満別町議会議長 長良仙弥

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第八〇七号 昭和四十年二月十五日受理
地方公営企業の財政確立並びに大都市自主財源確保に関する請願

請願者 大阪市東住吉区長吉出戸町 白石茂外千三百四十九名

紹介議員 山本伊三郎君

憲法に保障された住民福祉のための地方自治を確

立するため、地方公営企業等について左記事項の実現を強く要求するとの請願。

- 一、大衆負担による公営企業の料金値上げをやめ、住民のための公営企業政策を確立すること。
- 二、公営企業法を改正して独立採算制を撤廃すること。
- 三、公営企業に対する国庫補助を増額し、あわせて起債のわくを拡大、償還期限を延長し、利率を引き下げ、累積赤字は国の財政措置でタナ上げすること。
- 四、地下鉄建設促進のため、「都市高速鉄道建設助成特別措置法」を制定すること。
- 五、現行税制を改正し、大都市にふさわしい自主財源を保障すること。
- 六、税金、税外負担等の大衆負担を軽減すること。

理由

交通、水道等の公営企業は、全国的に赤字がますますふえ、料金値上げの動きがよまづまっている。地下鉄を建設したり、市民の水を確保するための設備を拡張するにはばく大な資金が必要であり、この建設資金は独立採算制を理由に大衆の負担でまかなおうとしている。これは、政府の高度成長政策による大衆を犠牲にした政策であり、公共性と市民サービスを尊重する国の積極的な財政措置の要がある。

また、大都市の財政事情についても、大阪市民の収める税金のうち、七十三パーセントは国に吸い上げられ、わずかに二十七パーセントが地方自治体（府・市）の収入にすぎないというように中央集権をつよめ、教育、清掃、住宅等の市民サービスのための福祉行政を低下させている。

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第八八三号 昭和四十年二月十八日受理
貸切バスの自動車税増徴反対に関する請願

請願者 大分市大字勢家一、一三七七分交通株式会社取締役社長 花畑一郎

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第八八〇号 昭和四十年二月十八日受理
大規模償却資産に対する固定資産課税改正に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡湯之谷村役場内電源開発対策全国協議会内 米山重良外百二十一名

紹介議員 吉江 勝保君

地方税法第三百四十九条の四第三項及び第三百四十九条の五第一項及び第二項第一、第二、第三号を左のとおり改正されたいとの請願。

一、前年度の基準財政需要額の百分の三十とあるのを、当該年度の基準財政需要額の百分の百七十にすること。

二、新設大規模償却資産に対しては、固定資産税を課することになつてから、六年度間百分の百八十、百分の百六十、百分の百四十とあるのを六年度間百分の二百にすること。

理由

一、地方税法第三百四十九条の四及び五に規定されている基準財政需要額は、現実の支出額の全国平均をはなれ、大きく下回つており、これを基礎にして課税に制限を加えることは市町村に対し過酷な措置である。

二、基準財政需要額を課税限度額計算の基礎に用いることは、大規模資産所在町村の財政自主行政の放てきを強いるものである。

三、基準財政需要額を基礎にして課税限度額を定め、この限度を越えるものを過剰財産の名のもとに府県に吸収せしむることは、行政水準を無理やりに最低水準に押し下げようとするもので

「住みよい近代化的町村建設具現」の希望は永久に持てなくなる。

四、大規模償却資産の税収を持ちながら、補助金や地方債に多く依存しなければならぬ現状であり、いわんや現債額の繰り上げ償還等は全く絶望である。

五、(1) 市町村は大幅に課税権を奪われたので開発当初に着手した事業継続が非常に難渋している。

(2) 開発に伴う急激な人口増加のため、特に教育、土木、衛生、社会福祉並びに一般行政費等の財政支出は建設開始後数年間、税収を大きく超過している。

(3) 発電施設の所在する地点は、ほとんど山間へき地であるため、その基準財政需要額も二千万円から七千万円程度であるから、単に市町村の財政の均衡を破るという公式論にとらわれることなく真に現実の事情並びに動向を総合的にはよく理解された。

(4) 大規模償却資産のごときは、後進性を克服する唯一の財源であり、住民も希望をもつて建設に協力できる。

(昭和三十七年度全国市町村普通会計特別会計を除く)歳出決算額と同年度の基準財政需要額との比較(等添付)

三月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

消防法の一部改正

第一章 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
消防法目次中第四章 消防の設備」を「第四章 消防の設備等」に改める。

第三条中「消防長を置かない市町村においては市町村長をいう。以下同じ」とを「消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第六章及び第三十五条の三の二を除き、以下同じ」に、

「又は消防署長」を「消防署長その他の消防吏員」に、「消防の活動に支障になると認める物件」を「火災の予防に危険であると認める物件若しくは消防の活動に支障になると認める物件」に改め、同条第一号中「たき火の禁止」を「たき火、溶接その他これらに類する行為の禁止」に、「たき火の場合の」を「これらの行為を行なう場合の」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理

四 放置され、又はみだりに存置された物件(前号の物件を除く。)の整理又は除去

消防長又は消防署長は、火災の予防に危険であると認める物件又は消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有するものの氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、前項の規定による必要な措置をとるべきことを命ずることができないときは、当該消防職員(消防本部を置かない市町村においては、消防団員)に、当該物件について同項第三号又は第四項に掲げる措置をとらせることができる。この場合において、物件を除去させたときは、消防長又は消防署長は、当該物件を保管しなければならない。

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十四条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により消防長又は消防署長が物件を保管した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村長」とあるのは、消防長又は消防署長と、「工作物等」とあるのは「物件」と「統轄する」とあるのは「属する」と読み替えるものとする。

第四条第一項中「資料の提出を命ずる」の下に「若しくは報告を求め」を、「消防職員」の下に「(消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員。以下同じ。)」を加え、「防火対象物」を「消防対象物」に改める。

第四条の二第一項中「若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては市町村長」を「又は消防署長に、防火対象物を消防対象物」に改める。

第五条中「関係者」の下に「(特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者)」を加える。

第六条第四項中「前条に」を「第五条に」、前条の」を「同条の」に改める。

第九条の二中別表で定める数量の下に「(以下「指定数量」という。)」を加える。
第十条第一項中「別表で定める数量」を「指定数量」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

第十条第二項を次のように改める。
別表に掲げる品名を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いは係る危険物の品名ごとの数量をそれぞれの指定数量で除し、その商の和が一以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

第十一条の次に次の二条を加える。
第十二条の二 製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しないで、当該製造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類又は数量を変更しようとする者は、変更しようとする日の十日前までに、その旨を市町村長等に届け出なければならない。

第十三条の三 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いは第十條第三項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。

第十二条第二項中「権限」を「権限」に改める。
第十二条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十一条の三の規定による命令に違反したとき。
第十三条第一項中「危険物取扱主任者を定め」の下に「命令で定めるところにより」を加える。
第十四条を次のように改める。

第十四条 削除
第十四条の次に次の二条を加える。
第十四条の二 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

市町村長等は、予防規程が、第十條第三項の技術上の基準に適合していないときその他火災の予防のために適当でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。
市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。

第十四条の三 同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、当該事業所に自衛消防組織を置かなければならない。

第十四条の三 同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、当該事業所に自衛消防組織を置かなければならない。

第十四条の三 同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、当該事業所に自衛消防組織を置かなければならない。

第十六条の二第一項中「第十四条第四項において準用する場合を含む。」及び「及び映写技術者試験」を削り、同項及び同条第二項中「危険物取扱主任者等試験委員」を「危険物取扱主任者試験委員」に改める。

第十六条の三 製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置を「危険物を仮に貯蔵し、若しくは取り扱う場合の承認、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置」に、「危険物取扱主任者若しくは映写技術者」を「危険物取扱主任者」に改め、「若しくは映写技術者免状」を削る。

第十六条の四第一項中「製造所、貯蔵所若しくは取扱所の」を「指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っている」と認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）に改め、「資料の提出を命じ」の下に、「若しくは報告を求め」を加え、「製造所、貯蔵所若しくは取扱所に」を「貯蔵所等」に、「取扱が技術上の基準に適合しているかどうかを」を「取扱について」、「関係者」を「関係のある者」に、「危険物を取去させる」を「危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を取去させる」に改める。

第三章中第十六条の六を第十六条の七とし、第十六条の五中「第十一条」を「第十一条から第十一条の三まで」に、「及び第十三条第二項」を、「第十三条第二項、第十四条の二第一項及び第十三条並びに前条」に改め、同条を第十六条の六とし、第十六条の四の次に次の一条を加える。

第十六条の五 市町村長等は、第十条第一項ただし書の承認又は第十一条第一項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱に係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

「第四章 消火の設備」を「第四章 消火の設備等」に改める。

第十七条の四の次に次の八条を加える。

第十七条の五 消防設備士免状の交付を受けていない者は、第十条第四項又は第十七条第一項の技術上の基準に従つて設置しなければならない消防用設備等の当該設置に係る工事又は当該消防用設備等の整備（他人の求めに応じ、報酬を得て行なわれるものに係る。）のうち、政令で定めるものを行なつてはならない。

第十七条の六 消防設備士免状の種類は、甲種消防設備士免状及び乙種消防設備士免状とする。

甲種消防設備士免状の交付を受けている者（以下「甲種消防設備士」という。）が行なうことができない工事又は整備の種類及び乙種消防設備士免状の交付を受けている者（以下「乙種消防設備士」という。）が行なうことができない整備の種類は、これらの消防設備士免状の種類に応じて政令で定める。

第十七条の七 消防設備士免状は、都道府県知事が行なう消防設備士試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

第十三条の二第四項から第六項までの規定は、消防設備士免状について準用する。

第十七条の八 消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に必要と知し及び技能について行なう。

消防設備士試験の種類は、甲種消防設備士試験及び乙種消防設備士試験とする。

次の各号の一に該当する者でなければ、甲種消防設備士試験を受けることができない。

一 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において機械、電気、工業化学又は建築に関する学科を修めて卒業した者

二 乙種消防設備士免状の交付を受けた後二年以上消防用設備等の整備（第十七条の五の規定に基づく政令で定めるものに限る。）の経験を有する者

三 命令で定めるところにより、都道府県知

事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

前三項に定めるもののほか、消防設備士試験の試験科目、受験手続その他試験の実施細目は、命令で定める。

第十七条の九 消防設備士試験又は消防設備士免状の交付、書換え若しくは再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第十七条の十 消防設備士は、その業務を誠実に履行し、消防用設備等の質の向上に努めなければならない。

第十七条の十一 消防設備士は、その業務に従事するときは、消防設備士免状を携帯していなければならない。

第十七条の十二 甲種消防設備士は、第十七条の五の規定に基づく政令で定める工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の十日前までに、命令で定めるところにより、消防用設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第二十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

消防長又は消防署長は、前項の規定により指定をした消防水利には、命令で定めるところにより、標識を掲げなければならない。

第二十一条の十六中（昭和三十七年法律第六十号）を削る。

第二十六条第一項中「通報に応じて」を削る。

第三十四条中「資料の提出を命じ」の下に、「若しくは報告を求め」を加え、「（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）」を削る。

第三十五条の三第二項中（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三十五条の三の二 消防庁長官は、消防長又

は前条第一項の規定に基づき火災の原因の調査をする都道府県知事から求めがあつた場合において、特に必要があると認めるときは、第三十一条又は第三十三条の規定による火災の原因の調査をすることができる。

第三十二条、第三十四条及び第三十五条の二の規定は、前項の場合について準用する。

この場合において、第三十四条第一項中「当該消防職員」とあるのは、「消防庁の職員」と読み替へるものとする。

第四十条第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第四十一条第一項中「二万五千元」を「十万円」に改め、同項第二号中「又は第二項」を削る。

第四十一条の二中「二万五千元」を「十万円」に改める。

第四十二条第一項中「一万二千元」を「五万円」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 第十四条の二第一項の規定に違反して危険物を貯蔵し、又は取り扱つた者

第四十二条第一項に次の一号を加える。

八 第十七条の五の規定に違反した者

第四十三条第一項中「五千元」を「二万円」に改める。

第四十四条中「二千元」を「一万元」に改め、同条第一号中「第三号」の下に「第一項」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 第四条、第十六条の四若しくは第三十四条（第三十五条の三第二項又は第三十五条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四条第三号中「第八条第二項」の下に、「第十一条の二」を加え、「又は第十五条第二項」を、「第十五条第二項又は第十七条の十二」に改

め、同条第四号中「第十四条第四項」を「第十七条の七第二項」に改め、同条第八号中「第二十一条」の下に「第三項」を加え、同条第十一号中「通報」の下に「又は第二条第九項の傷病者に係る虚偽の通報」を加え、同条第十二号中「第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四十四条の二中「二千元」を「一万円」に改める。

第四十五条中「第八条」の下に「第一項」を加え、「乃至第三項」を「若しくは第三項」に、「第十三条、第十五条」を「第十三条第一項、第十四条の二第一項、第十五条第一項」に改める。

第四十六条中「五千元」を「二万円」に改める。

第二条 消防法の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設保安員を定め、命令で定めるところにより、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の構造及び設備に係る保安のための業務を行わなければならない。

(消防組織法の一部改正)

第三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十三号中「映写技術者試験」を「消防設備士試験」に改める。

第十八条の二中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 市町村の消防の相互応援に関する計画の作成の指導に関する事項

九 市町村の行なう救急業務の指導に関する事項

第二十四条の二の次に次の二条を加える。

第二十四条の三 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村の消防の応援に関し、当該市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に對

し、当該災害が発生した市町村の消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関(第九条に規定する機関をいう。次条において同じ。)の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

第二十四条の四 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

本則中第二十六条の二を第二十六条の三とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防大学校、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行なう教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第十條第一項ただし書及び第十三條第一項の改正規定、同法第十四條の次に二条を加える改正規定、同法第十六條の三の改正規定(危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する部分に限る。)及び同法第二十一条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十年十月一日から、第一条中消防法第十七條の四の次に八条を加える改正規定(第十七條の六から第十七條の九までに關する部分を除く。以下同じ。)は昭和四十一年十月一日から施行する。

2 第一条中消防法第十條第一項ただし書の改正規定の施行の際、現に第一条による改正前の消防法第十條第一項ただし書の指定を受けている

者は、当該指定を受けた日から起算して十日間(当該改正規定の施行の日前に経過した期間を除く。)に限り、この法律による改正後の消防法(以下「新法」という。)第十條第一項ただし書の承認を受けた者とみなす。

3 この法律の施行の日の翌日から起算して十日以内の期間における新法第十一條の二の規定の適用については、同条中「変更しようとする日の十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

4 第一条中消防法第十七條の四の次に八条を加える改正規定の施行の日の翌日から起算して十日以内の期間における新法第十七條の十二の規定の適用については、同条中「その工事に着手しようとする日の十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八号中正誤

ページ	段 行	誤	正
一	二〇	本日は	本日付
一	四	法律等	法律と
一	四	終わり	整理
一	三	整備	

昭和四十年三月八日印刷

昭和四十年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局